

## 豊橋市監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和3年12月28日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

### 財政援助団体等監査の結果について

#### 第1 監査の対象

	団体名	対象区分	団体に係る事務の所管課
1	三河港振興会	負担金等交付団体	産業部 みなと振興課
2	株式会社 道の駅とよはし	出資団体及び公の施設の 管理	産業部 農業企画課
3	株式会社豊橋まちな か活性化センター	補助金等交付及び出資団 体	都市計画部 まちなか活性課

#### 第2 監査の期間

令和3年8月20日（金）～ 令和3年11月10日（水）

#### 第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、監査の対象団体に対し補助金、負担金、出資及び公の施設の管理に係る令和2年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、会計諸帳簿、証拠書類との照合等のほか、それぞれの目的に沿って事務事業が適正に実施されているかどうか、また、公の施設の管理について

は、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

また、所管課に対しては、当該監査団体に対する指導監督が適切になされているかどうかの主眼において監査を実施した。

#### 第4 団体の概要等

##### 1 三河港振興会

###### 1-1 概要

###### (1) 設立年月日

昭和44年6月12日

###### (2) 役員数及び職員数（令和3年5月6日現在）

会 長	1 名
副会長	7 名
理 事	10 名
監 事	2 名
職 員（事務局）	8 名

###### (3) 主な事業

- ア 港湾振興のための調査・研究
- イ 港湾計画の促進
- ウ 港湾施設の整備・充実
- エ 港湾及び施設等の利用促進
- オ 三河港の管理・運営に係わる研究

###### 1-2 負担金の額

三河港振興会負担金 10,820,000 円

##### 2 株式会社道の駅とよはし

###### 2-1 概要

###### (1) 設立年月日

平成30年10月11日

###### (2) 基本財産（令和3年3月31日現在）

3,000 万円（うち本市出捐金 1,950 万円）

(3) 役員数及び職員数（令和3年3月31日現在）

代表取締役社長 1名  
取締役 5名  
監査役 2名  
職員 22名（うちパート19名）

(4) 主な事業

ア 地域振興施設及び駐車場等の維持管理  
イ 地元特産品等を販売する直売所の運営  
ウ 各種イベントや地域振興を目的とした交流事業等の企画及び実施  
エ ICTを活用した広報宣伝活動の実施  
オ 観光情報及び道路交通情報の収集並びに提供  
カ 地元農産物を使用したメニュー等の提供

2-2 指定管理の概要

施設の名称	所在地	指定管理期間	指定管理料 (令和2年度)
豊橋市地域振興施設	東七根町字一の沢113番2	H31.4.26~R4.3.31	0円

3 株式会社 豊橋まちなか活性化センター

3-1 概要

(1) 設立年月日

平成12年6月9日

(2) 資本金

授權資本金 1億6千万円（設立資本金 4千万円）

(3) 役員数及び職員数（令和3年3月31日現在）

代表取締役社長 1名  
取締役 5名  
監査役 2名  
職員 5名（うちパート1名）

(4) 主な事業

ア 共通駐車券の発行及びその事業の運営  
イ 市電おかえりキップの発行及びその事業の運営

ウ 新規創業者支援及び空き店舗対策を目的としたまちなかインキュベーション事業の実施

### 3-2 補助金の額

共通駐車券事業補助金	595,000円
G o T o まちなか共通駐車券事業補助金	2,470,000円
まちなかインキュベーション事業補助金	9,954,000円

## 第5 監査の結果及び意見

監査の対象とした団体への補助金、負担金、出資及び公の施設の管理に係る令和2年度における出納その他の事務の執行状況及び同団体に対する所管課の指導状況等について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり改善又は検討を要する事項が見受けられた。

### 三河港振興会

#### [ 三河港振興会 ]

##### 指摘事項

- 1 契約書等の文書への公印押印にあたり、公印使用承認手続が行われていない事例が散見された。また、備品台帳に公印が登録されていなかった。公印は、権利や義務の発生等の効果を有する文書に使用する重要な物品であることから、市の規定に準じ、公印使用承認手続を漏れなく行うとともに、取得価格にかかわらず備品台帳に登録するなど、適正な事務処理をされたい。

##### 意見

- 1 三河港振興会の支払処理において、財政援助団体として適切ではない講師手土産代が支出されており、また、コンテナ委員会の支払処理において、支出命令書等で相手先の間違いが散見されたので、適切な事務処理に努められたい。
- 2 会費について、基準日や脱会者の減免等が規定されていないまま、年度途中脱会者の徴収を行わない対応をとっているため、規定を整備するなど適切な事務処理に努められたい。

- 3 契約事務において、三河港振興会の事務処理規程ではなく、豊橋市契約規則に基づき作成された旨の記載がある見積書をそのまま受領し処理していたので、根拠規定を誤ることのないよう適切な事務処理に努められたい。

〔 産業部 みなと振興課 〕

意 見

- 1 令和元年度決算審査意見を踏まえ、三河港振興会に対する三河港自動車流通強化支援事業負担金について精算を行った結果、事業実績を超過する分が同会から市に返還されている。今後においても、予算額どおり又は請求額どおりに負担金を支出することなく、年度途中における同会の事業運営見込みも十分に把握した上で支出するなど、予算執行の適正化に努められたい。

株式会社道の駅とよはし

〔 道の駅とよはし 〕

指摘事項

- 1 決算収支実績表において、直営店に係る収支を指定管理業務の利用料金に計上すべきところ自主事業等に計上していたので、適正な事務処理をされたい。また、利用料金収入により購入した物品等は市に帰属することになっているので、購入した物品の帰属先について整理されたい。
- 2 豊橋市地域振興施設指定管理者仕様書において、毎年度事業終了後収支決算書を市へ提出することになっているが、令和元年度は指定管理業務の収支決算書を提出すべきところ株式会社道の駅とよはしの収支決算書を提出していたので、適正な事務処理をされたい。
- 3 プロジェクト室の利用料金減免において、市長が定める減免基準がない状態で減免の根拠を示すことなく減免していたので、減免基準に基づき減免するよう適正な事務処理をされたい。

意 見

- 1 ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、公式ホームページにおいて、動画が多用されているためモバイルサイトの通信量が本市と比較してかなり多く、閲覧者の負担となっているとともに、プロジェクト室の空き状況についてページの項目表記や画面遷移が適切でな

いと考えられるため、閲覧数の減少を招かないようホームページの見直しを検討されたい。

- 2 指定管理業務の道の駅とよはし広告宣伝、地域連携及び産業振興業務の一部において、事業計画書に記載の業務内容が具体的でないため、市等から別途受託した業務と重複していると捉えられるおそれがあるので、業務内容を明確にするため市と協議のうえ整理に努められたい。
- 3 プロジェクト室の利用率について、新型コロナウイルス感染症対策のため3か月間使用停止があったものの9%程度と事業計画書に示した目標値30%には及ばない状況となっているので、設置目的である食農教育等で活用されることで道の駅とよはし来場者へ関心も広がることから、利用率向上に努められたい。
- 4 文書の保存期間について、文書管理規程と経理規程の間で不整合が生じており不明確なものが見受けられるので、規程の見直しについて検討されたい。
- 5 消防計画において、消防訓練を実施する場合は自衛消防訓練等通知書により市消防長へ通知することになっているが、令和2年度に訓練を実施した際には通知をしていなかったもので、適切に通知するよう努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症に配慮し令和2年12月の訓練は机上訓練としていたが、不特定多数が出入りする施設であることを踏まえ、コロナ禍での実地による消防訓練の実施方法について検討されたい。

#### 〔 産業部 農業企画課 〕

##### 指摘事項

- 1 道の駅とよはしが作成した決算収支実績表において、直営店に係る収支を指定管理業務の利用料金に計上すべきところ自主事業等に計上されていたので、購入した物品等の帰属先を含め適正なモニタリングをされたい。
- 2 指定管理者が行うプロジェクト室の利用料金減免において、市長が定める減免基準がない状態で根拠を示すことなく減免していたので、減免基準を定めるよう適正な事務処理をされたい。

##### 意見

- 1 指定管理業務の道の駅とよはし宣伝広告、地域連携及び産業振興業務の一部において、豊橋市地域振興施設指定管理者仕様書に記載の業務内容が具体的でないため、市等から別途委託した業務と重複していると捉えられるおそれがあるので、指定管理業務の範囲の整理に努められたい。

## 株式会社豊橋まちなか活性化センター

### [ 豊橋まちなか活性化センター ]

#### 意見

- 1 共通駐車券事業の加盟店方式において、会員の店舗に駐車券をまとめて先渡しし、駐車券を使用した分（駐車場からの請求分）に応じて店舗に請求しているが、使用期限の設定がないため店舗が廃業や倒産した後の使用分を請求できないケースが発生している。この方式は貸倒れのリスク対策が十分でないと考えられるため、使用期限を設定するなど、リスク管理を重視した事業運用について検討されたい。
- 2 物品等の購入において、会計処理規程などに物品購入等に係る競争性を確保する規定がないまま迅速な購入を理由に一通の見積書で購入しているため、規定を整備するなど適切な事務処理に努められたい。
- 3 税引前当期純利益において、前期に比べ71.7%減少していることから安定的経営を図るため、新たな収益事業への取組について検討されたい。また、今後のまちなか活性化についても、官民地元商店街連携によるまちづくりをすすめるなど、にぎわい創出に努められたい。
- 4 第21期事業報告書において、事業計画に記載のあった共通駐車券事業及びまちなかにぎわい創出に関する検討事項が記載されていなかったため、事業計画に対応した事業報告書となるよう適切な事務処理に努められたい。
- 5 収入印紙及び郵便切手の出納管理において、それぞれ管理簿を作成し受払の状況を記録しているが、いずれも金種が明記されておらず、また、出納責任者による毎月の残高照合も行われていない。換金性の高い収入印紙及び郵便切手については現金と同様に扱う必要があることを十分に認識し、会計処理規程に則った適切な管理に努められたい。なお、収入印紙及び郵便切手の買い置きには、その管理のための事務負担や紛失・盗難などのリスクを伴うことから、使用頻度の低いものについては、使用の都度、必要数を購入する方法とすることも併せて検討されたい。